

保育所等利用世帯の保育料負担軽減の拡大(第1子保育料無償化)について

- ☞ 東京都は、働きながら子どもを持ちたいと願う方の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、令和7年9月から、第1子の保育料を無料とする補助制度を開始する。
本区においても第1子の保育料を無料とし、保育所等利用世帯の負担軽減の拡充を図る。

1 内容

現在、保育所等（認可保育所・認定こども園・地域型保育事業）の0～2歳児クラスに在園している児童が、その世帯の1人目の場合に徴収している保育料について、世帯の収入にかかわらず一律に無料とし、負担軽減策を拡充する。

区分	現行(8月31日まで)		改正後(9月1日から)	
	第1子の場合	第2子以降の場合	第1子の場合	第2子以降の場合
3～5歳児	無料		無料	
0～2歳児	有料 (世帯収入別)	無料	無料	無料

※ 3～5歳児クラスの保育料並びに0～2歳児クラスの第2子以降の保育料及び副食費は既に無償化している。

【周知方法】

区ホームページやSNSで周知するほか、在園の園を通じて、保護者に案内をする。

【延長保育料について】

月極延長保育料及びスポット延長保育料については、引き続き、区市町村民税を基に算定した額を保護者から徴収する。

2 改正を要する条例・規則

- ・中央区保育の提供等に関する条例
- ・中央区保育の提供等に関する条例施行規則
- ・子ども・子育て支援法施行細則

3 施行予定日

令和7年9月1日

(同月以後の月分の保育料等について適用する。)